

令和 8 年度桂川町給付型奨学金制度の奨学生募集のお知らせ

桂川町では、令和 8 年度に大学等への進学をされる方を対象に桂川町給付型奨学金制度を実施いたします。この制度は、学業が優秀であるにも関わらず、経済的な理由により修学が困難と認められる人に奨学資金を給付する制度です。奨学金を給付することにより、次代を担う有用な人材の育成を図り、もって地域の発展に寄与することを目的としています。

【応募資格】①から④すべてに該当する方

- ① 本人又は本人の生計を維持する者が桂川町内に 1 年以上住んでいること。
(令和 8 年 4 月 1 日時点)
- ② 学業成績が優秀であること。
(高等学校、専修学校高等課程の第 1 学年から最終学年まで(高等専門学校第 4 学年の方は第 1 学年から第 3 学年まで)の学業成績の評定平均値が、5 段階評価に換算して 3.5 以上)
- ③ 経済的な理由で修学が困難な状況であること。(アイのいずれかに該当する場合)
 - ア 本人及び本人と生計を一にする者の支給額算定基準額の合計が、51,300 円未満であることをもって困難な状況であると判断します。
※支給額算定基準額は、個人住民税の所得割の課税標準額に 6 パーセントを乗じた額で 100 円未満を切り捨てた額とします。
 - イ 本人及び本人と生計を一にする者の町民税所得割が非課税(ただし、税額控除は判定基準から除きます。)
- ④ 本人及び本人と生計を一にする者に町税、使用料等の滞納がないこと。ただし、情状を考慮し、町長が特に認めたときは、この限りではない。

【対象となる学校】学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する

- ・大学・短期大学の第 1 学年
- ・高等専門学校の第 4 学年
- ・専修学校(専門課程)第 1 学年
- ・高等学校専攻科の第 1 学年(規則で定める学校)

【奨学金給付額】

入学支度金（1回限り）	修学資金（月額）
100,000円	30,000円

※給付型により、返還の必要はありません。

【申請期間等】

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

土日祝日を除く平日8時30分～17時15分

木曜日は19時まで受け付けます。

【給付期間】

令和8年4月から卒業まで支給します。ただし、正規の修業年限までとします。また、翌年度以降、毎年、現況届及び「1年間の成績表」の提出が必要です。

【募集人員】

5名（予定）

※奨学生は選考委員会の審議を経て決定します。

【申請書類】

申請書等については、桂川町HPからダウンロードされるか学校教育課窓口に取りにお越しください。

- 1 **桂川町奨学生給付申請書（様式第1号）**
- 2 住民票謄本（本人及び本人と生計を一にする者全員が記載されているもの）
- 3 在学証明書
- 4 課税証明書（世帯全員（16歳以上）の各個人分。令和7年度所得額及び控除額等の記載があるもの）
- 5 学業成績証明書
 - ・高校卒業後5年以内の方
(第1学年から最終学年までの成績が載ったもの)
大学、専修学校専門課程の第1学年の方・・・出身高等学校等の成績証明書
高等専門学校第4学年の方・・・高等専門学校の成績証明書
 - ・高校卒業後5年を経過している方で学業成績証明書がとれない方は、後日、面接の実施やレポートの提出等を行います。
- 6 **町税等関係書類に係る同意書**

※本町における町税及び使用料等(保育料、町営住宅家賃、水道料金)の納付状況を調査することに同意していただく書類です。

- 7 支払金口座振込依頼書(通帳の写しを添付)
- 8 その他町長が必要と認める書類

【他制度との併給の可否】

本町では他の奨学金制度との併給は可能です。他の奨学金制度が桂川町給付型奨学金制度との併給が可能であるのかについては、他の奨学金制度へお問い合わせください。

【注意事項】

受給決定後、次のいずれかに該当するときは、修学資金の支給を喪失もしくは支給停止となります。

- 1 退学したときは喪失。休学や留年したときはその期間中支給を停止いたします。
- 2 本人及び本人の生計を維持する者いずれもが町外に転出した場合、資格を失います。
- 3 家計基準が大幅に上回ったときは、その年度の支給を停止いたします。
- 4 町税及び町の使用料などに滞納があり分割納付計画などされていない場合は、支給を停止いたします。
- 5 その他、教育委員会において奨学生として不適当と認めたとは喪失します。

【申請書類の提出先】

桂川町教育委員会 学校教育課

(問い合わせ先) 桂川町教育委員会 学校教育課 電話0948-65-1149(直通)